

令和 6 年度第 1 回太宰府市地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和 6 年 8 月 7 日（水） 15 時開始

場所：太宰府市役所 4 階大会議室

1 開会

- ・ 委嘱状交付
- ・ 挨拶

2 議事

【議題】

路線バスの運行について

3 その他

4 閉会

太宰府市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

任期: 令和8年3月31日まで

No.	選出区分	氏名	所属団体等
1	副市長	原口 信行	太宰府市
2	鉄道事業者及びその組織する団体において選出された者	高橋 拓大	九州旅客鉄道(株) 経営企画本部 経営企画部 副課長
		田代 幸輔	西日本鉄道(株) 鉄道事業本部 計画部 計画課長
3	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	池田 舞	西日本鉄道(株) 自動車事業本部 営業部 営業第二担当 課長
4	一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	中井 一貴	有限会社太宰府タクシー 代表取締役
5	校区自治協議会を代表する者	松尾 宗治	太宰府市自治協議会 松川区自治会長
6	福岡運輸支局長又はその指名する者	古賀 秀策	国土交通省 九州運輸局 福岡運輸支局長
7	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	森本 直弥	西鉄バス二日市株式会社 助役兼自動車運転士
8	市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者	木場 和俊	国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課長
		富士原 展美	福岡県 那珂県土整備事務所 企画班 地域整備主幹
		齋藤 実貴男	太宰府市 都市整備部 建設課長
9	公安委員会を代表する者又は交通管理者	山口 裕丈	福岡県警察 筑紫野警察署 交通課 交通総務係長
10	識見を有する者	寺町 賢一	九州工業大学大学院 工学研究院 建設社会工学研究系 教授
11	その他市長が適当と認める者	草場 康文	西日本鉄道(株) まちづくり・交通・観光推進部 課長
		鈴木 貴大	国土交通省 九州運輸局 交通政策部 交通企画課 課長
		三重野 直美	福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 課長補佐
		八尋 茂雄	太宰府市総合戦略推進委員会 委員長
		楠田 悦子	モビリティジャーナリスト
		竹井 正彦	太宰府市商工会 観光部会長((有)ナカガミ 代表取締役))
		池上 順一	バリューマネジメント(株) 地域創生部 ゼネラルマネージャー

【事務局】

太宰府市 都市整備部 部長	柴田 義則
太宰府市 総務部 理事	杉山 知大
太宰府市 都市整備部 都市計画課 課長	古賀 千年志
太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 課長	高田 政樹
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当係長	前田 勝一朗
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	長澤 浩平
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	久保 弘樹
太宰府市 都市整備部 都市計画課 地域公共交通特命担当	田渕 利治

○太宰府市地域公共交通活性化協議会規則

平成30年 3 月 27 日

規則第10号

改正 令和 3 年 6 月 30 日規則第44号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）の規定に基づき、太宰府市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関すること。
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (5) 交通計画に定められた事業の実施及び連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) その他必要な事項

(令 3 規則44・一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。ただし、第 1 号に掲げる者については、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 副市長
- (2) 鉄道事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出され

た者

- (5) 校区自治協議会を代表する者
- (6) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (8) 市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者
- (9) 公安委員会を代表する者又は交通管理者
- (10) 識見を有する者
- (11) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、旅客の利便性を損なわないと協議会で認められた事項について協議する場合は、書面にて開催することができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。

5 協議会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱)

第7条 協議会において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会は、会議で協議する事項を調査検討させるため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

令和 6 年度第 1 回 太宰府市地域公共交通活性化協議会資料

太宰府市都市計画課

本日の議題

議題

路線バスの運行について

- ・ 事務局から概要説明（P3～P11）
- ・ 西日本鉄道(株)様より詳細説明（資料4.5.6）
- ・ 事務局から今後の方向性について説明

その他

道路運送法等の改正への対応について

- ・ 事務局から説明（P12～P15）

議題

路線バスの運行について

議題 路線バスの運行について(宇美～太宰府線)

1.経緯

(1-1)令和6年3月26日付けで西鉄バス二日市(株)から福岡県バス対策協議会へ「乗合バスの減便について」申出書が提出（資料2）

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・西鉄バス二日市(株)(福岡県大野城市大字牛頸2473番12号)
 - ・代表取締役社長 田中 昭彦

イ 変更しようとする事項

- ・路線名：宇美～太宰府線(太宰府市、宇美町)
- ・実施予定日：令和6年10月1日(火)

(1-2)令和6年5月8日福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会開催

ア 令和6年10月1日付け減便予定路線(宇美～太宰府線)に係る協議
出席者：福岡運輸支局、福岡県、太宰府市、宇美町、西日本鉄道（株）

協議結果：太宰府市、宇美町の地域公共交通会議に諮り、今後の対応について検討

太宰府市・宇美町エリア 路線図の概要



議題 路線バスの運行について(二日市線)

1.経緯

(2-1)令和6年3月26日付けで西鉄バス二日市(株)から福岡県バス対策協議会へ「乗合バスの減便について」申出書が提出（資料2）

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- ・西鉄バス二日市(株)(福岡県大野城市大字牛頸2473番12号)
- ・代表取締役社長 田中 昭彦

イ 変更しようとする事項

- ・路線名：二日市線(筑紫野市、太宰府市)
- ・実施予定日：令和6年10月1日(火)

(2-2)令和6年5月8日福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会開催

ア 令和6年10月1日付け減便予定路線(二日市線)に係る協議

出席者：福岡運輸支局、福岡県、筑紫野市、太宰府市、西日本鉄道（株）

協議結果：筑紫野市、太宰府市の地域公共交通会議に諮り、今後の対応について検討

筑紫野市・太宰府市エリア 路線図の概要



議題 路線バスの運行について(星ヶ丘線及び南ヶ丘線)

1.経緯

(3-1)令和6年3月29日付けで西鉄バス二日市(株)から福岡県バス対策協議会へ「乗合バス路線の廃止及び一部区間廃止について」申出書が提出（資料2）

- ・ 路線名：星ヶ丘線(太宰府市)
南ヶ丘線(大野城市、筑紫野市、太宰府市)

- ・ 廃止予定日：令和7年4月1日

(3-2)令和6年5月8日福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会開催

ア 令和7年4月1日付け一部区間廃止予定路線（星ヶ丘線、南ヶ丘線）に係る協議

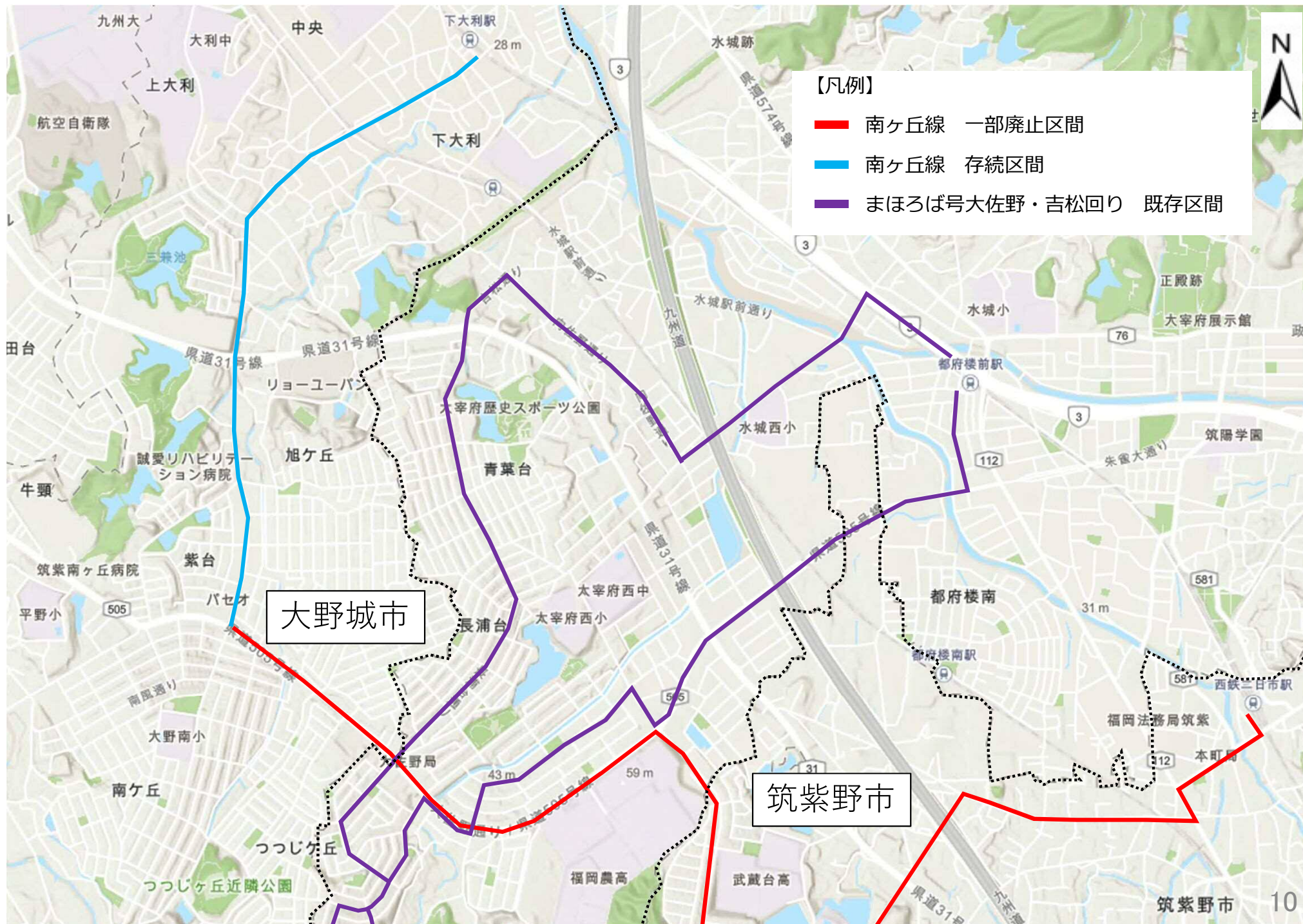
出席者：福岡運輸支局、福岡県、大野城市、筑紫野市、太宰府市、西日本鉄道（株）

協議結果：筑紫野市、太宰府市、大野城市の地域公共交通会議に諮り、今後の対応について検討

筑紫野市・太宰府市エリア 路線図の概要



大野城市・太宰府市・筑紫野市エリア 路線図の概要

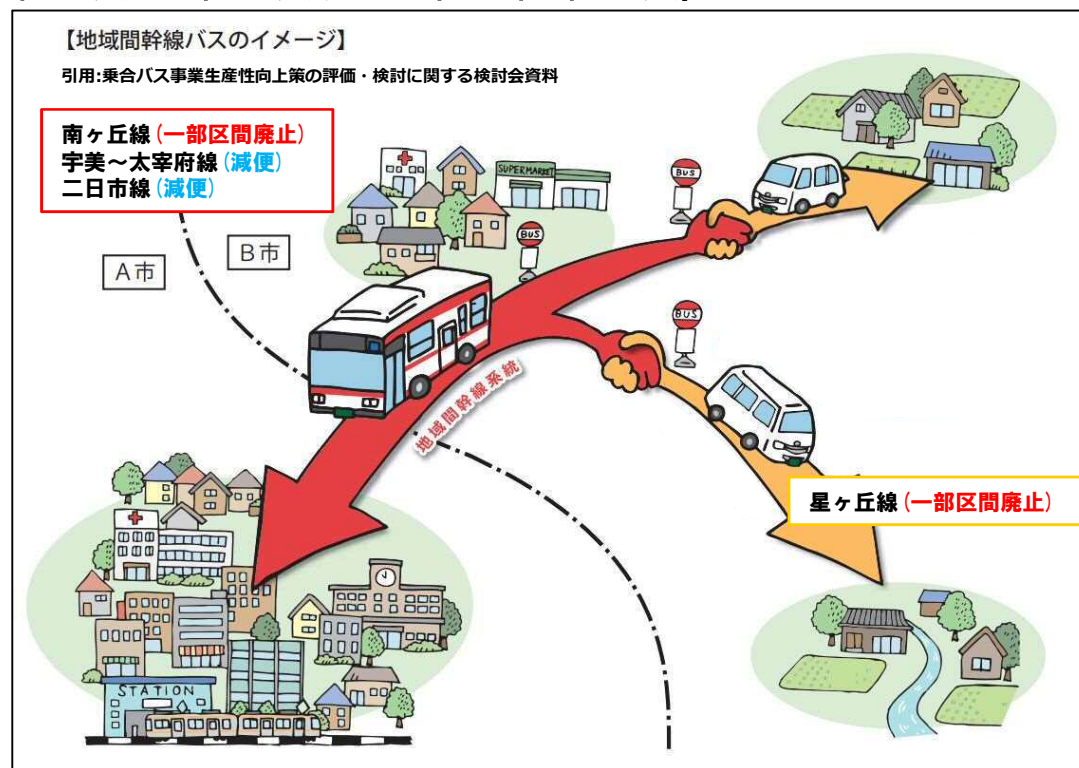
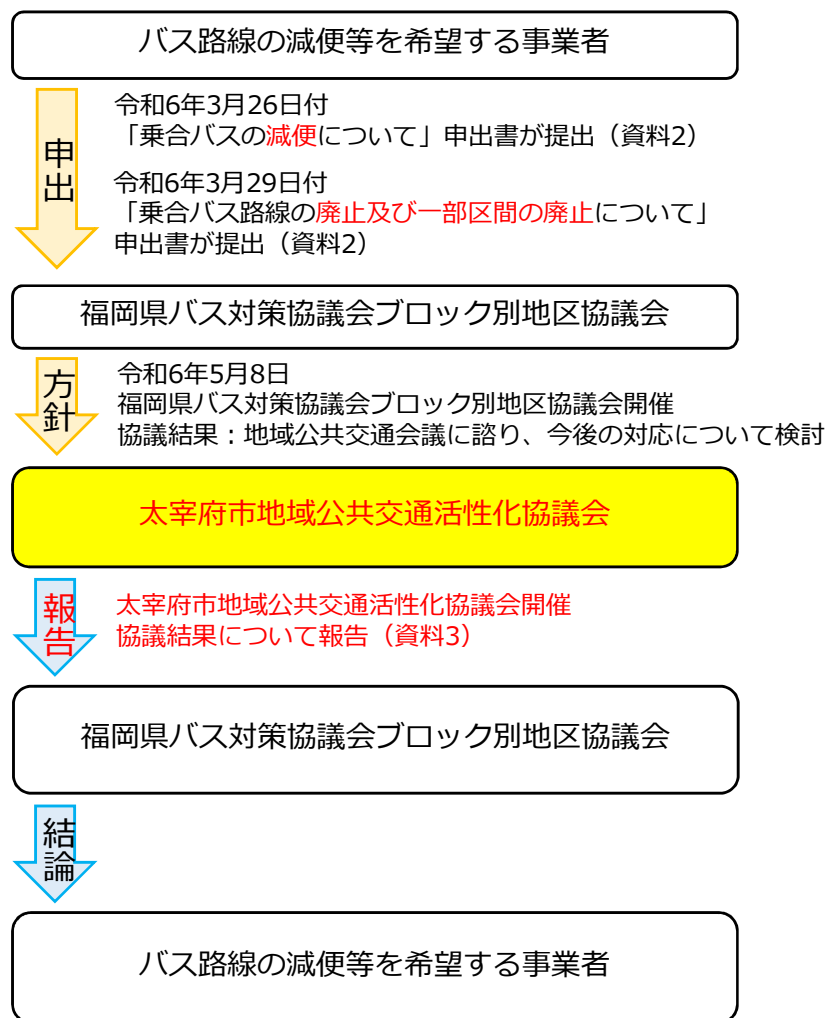


議題 路線バスの運行について

(4)福岡県バス対策協議会上の手続き

路線を休止し、又は廃止する場合や、地域間幹線系統補助金等を受けて運行している路線の輸送サービスの内容を変更(運行回数の削減等)を行う場合、内容を本協議会に諮り具体的な対応を検討し、その結果を福岡県バス対策協議会に報告する必要がある。
(福岡県バス対策協議会運営要領第6条第1項、第2項及び第8条第2項)

路線バスのサービス変更(減便等)に係る手続きのフロー図



【地域間幹線系統補助制度】

通学や通院等のために重要な役割を果たす広域的な路線バスのうち、事業採算が確保できない系統を維持するため、国が補助する制度

その他

道路運送法等の改正への対応
について

その他 道路運送法等の改正への対応について

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 など
を想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

その他 道路運送法等の改正への対応について

(運賃) 協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
- ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
- ③自治会への説明会（住民、利用者）
- ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

その他 道路運送法等の改正への対応について

太宰府市地域公共交通活性化協議会規則

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

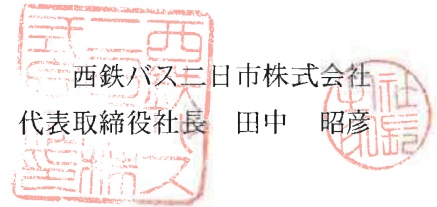
- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関すること。
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (5) 交通計画に定められた事業の実施及び連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) その他必要な事項

【対応方針】

本市においては、将来の運賃協議に備え、関係条例の改正等を実施する予定。

2024年3月26日

福岡県バス対策協議会会長 殿
(福岡県 企画・地域振興部長 殿)



西鉄バス二日市株式会社
代表取締役社長 田中 昭彦

乗合バスの減便について

平素より弊社バス事業につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、「福岡県バス対策協議会運営要領」第4条に基づき、乗合バス減便のご報告を申し上げます。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
西鉄バス二日市株式会社（福岡県大野城市大字牛頸2473番12号）
代表取締役社長 田中 昭彦
- 2 変更しようとする事項
路 線 名：宇美～太宰府線
実施予定日：令和6年10月1日（火）
概 要：別紙参照
- 3 変更を必要とする理由
改正後の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」が2024年4月1日より適用されたことに伴い、運転者の適正な労働時間確保のため、順次ダイヤの見直しを行うもの。

以上



2024年3月26日

福岡県バス対策協議会会長 殿
(福岡県 企画・地域振興部長 殿)



西鉄バス二日市株式会社
代表取締役社長 田中 昭彦



乗合バスの減便について

平素より弊社バス事業につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「福岡県バス対策協議会運営要領」第4条に基づき、乗合バス減便のご報告を申し上げます。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
西鉄バス二日市株式会社（福岡県大野城市大字牛頸2473番12号）
代表取締役社長 田中 昭彦
- 2 変更しようとする事項
路 線 名：二日市線
実施予定日：令和6年10月1日（火）
概 要：別紙参照
- 3 変更を必要とする理由
改正後の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」が2024年4月1日より適用されたことに伴い、運転者の適正な労働時間確保のため、順次ダイヤの見直しを行うもの。

以上



2024年3月29日

福岡県バス対策協議会会長 殿

(福岡県 企画・地域振興部長 殿)

大野城市大字牛頸 2473 番 12 号
西鉄バス三日市株式会社
代表取締役社長 田中 昭彦



乗合バス路線の廃止及び一部区間廃止について

平素より弊社バス事業につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社において、路線の運営に合った組織、体制等の諸条件で、最大限の経営努力を今日まで行ってきましたが、交通手段の多様化、並びに少子化等の影響や、近年においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、輸送人員の減少傾向に歯止めがかからない状況であります。また、ここ数年来続いております慢性的な乗務員不足の影響により、生活路線の維持が困難になりつつあるのが現状です。これまで、採用活動の強化や労働環境の改善等を行ってまいりましたが、要員状況の先行きは極めて不透明と言わざるを得ません。

つきましては、利用実態や収支状況および要員状況を踏まえ、下記バス路線に関しまして、2025年4月1日をもって路線の一部廃止をさせていただきたく存じます。

これまで永年にわたり弊社バス路線へのご利用、ご愛顧を賜っておりますが、何卒、事情をご賢察の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 路線名



星ヶ丘線

南ヶ丘線

2. 関係市町

筑紫野市・



太宰府市・大野城市

3. 廃止区間

別紙のとおり

4. 廃止予定日

2025年4月1日

以 上

(公印・契印省略)

太都第 号
令和 年 月 日

福岡県バス対策協議会会長 殿
(福岡県・企画地域振興部長)

太宰府市地域公共交通活性化協議会
会長 ○○ ○○

路線バス輸送サービス変更の申し出に係る協議結果について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事業者からの申し出内容

【輸送サービス変更】

- ・路線 宇美～太宰府線
- ・変更予定日 令和 6 年 10 月 1 日（火）
- ・変更内容 運行回数

2 経過

福岡県バス対策協議会運営要領第 4 条に基づき、令和 6 年 3 月 26 日付けで事業者から福岡県バス対策協議会会長へ減便の申し出がされた。

令和 6 年 5 月 8 日に福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、沿線の太宰府市及び宇美町が設置する地域公共交通会議にて対応策を検討することとされた。

令和 6 年 8 月 7 日に太宰府市地域公共交通活性化協議会を開催し、その対応策について検討した。

3 協議結果

(公印・契印省略)

太都第 号
令和 年 月 日

福岡県バス対策協議会会長 殿
(福岡県・企画地域振興部長)

太宰府市地域公共交通活性化協議会
会長 ○○ ○○

路線バス輸送サービス変更の申し出に係る協議結果について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事業者からの申し出内容

【輸送サービス変更】

- ・路線 二日市線
- ・変更予定日 令和6年10月1日（火）
- ・変更内容 運行回数

2 経過

福岡県バス対策協議会運営要領第4条に基づき、令和6年3月26日付けで事業者から福岡県バス対策協議会会長へ減便の申し出がされた。

令和6年5月8日に福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、沿線の筑紫野市及び太宰府市が設置する地域公共交通会議にて対応策を検討することとされた。

令和6年8月7日に太宰府市地域公共交通活性化協議会を開催し、その対応策について検討した。

3 協議結果

(公印・契印省略)

太都第 号
令和 年 月 日

福岡県バス対策協議会会長 殿
(福岡県・企画地域振興部長)

太宰府市地域公共交通活性化協議会
会長 ○○ ○○

路線バス一部区間廃止の申し出に係る協議結果について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事業者からの申し出内容

【一部区間廃止】

- ・路線 星ヶ丘線
- ・廃止予定日 令和7年4月1日（火）
- ・廃止区間 五条～緑台公民館前
(廃止距離計：2.70 km)

2 経過

福岡県バス対策協議会運営要領第2条に基づき、令和6年3月29日付けで事業者から福岡県バス対策協議会会長へ一部区間廃止の申し出がされた。

令和6年5月8日に福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、沿線の太宰府市が設置する地域公共交通会議にて対応策を検討することとされた。

令和6年8月7日、【令和6年度第2回以降の開催日を追記】に太宰府市地域公共交通活性化協議会を開催し、その対応策について検討した。

3 協議結果

(公印・契印省略)

太都第 号
令和 年 月 日

福岡県バス対策協議会会長 殿
(福岡県・企画地域振興部長)

太宰府市地域公共交通活性化協議会
会長 ○○ ○○

路線バス一部区間廃止の申し出に係る協議結果について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事業者からの申し出内容

【一部区間廃止】

- ・路線 南ヶ丘線
- ・廃止予定日 令和7年4月1日（火）
- ・廃止区間 南ヶ丘四ツ角～西鉄二日市
(廃止距離計：5.06 km)

2 経過

福岡県バス対策協議会運営要領第2条に基づき、令和6年3月29日付けで事業者から福岡県バス対策協議会会長へ一部区間廃止の申し出がされた。

令和6年5月8日に福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、沿線の大野城市、筑紫野市及び太宰府市が設置する地域公共交通会議にて対応策を検討することとされた。

令和6年8月7日、【令和6年度第2回以降の開催日を追記】に太宰府市地域公共交通活性化協議会を開催し、その対応策について検討した。

3 協議結果

宇美～太宰府線・二日市線の 減便について

理由：改善基準告示の1日の拘束時間が超過しているため

(抜粋) バス運転者の改善基準ポイント

3 1日の拘束時間、1日の休息期間

(改善基準告示第5条第1項第3号、第4号)

① 1日の拘束時間(改善基準告示第5条第1項第3号)

1日(始業時刻から起算して24時間をいう。)の拘束時間は13時間以内とし、これを延長する場合であっても、上限は15時間です。

※ 1日の拘束時間について13時間を超えて延長する場合は、14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努める必要があります。回数は1週について3回までが目安です。この場合において、14時間を超える日が連続することは望ましくありません。

■ 宇美～太宰府線 イメージ時刻

赤枠…減便予定

■「上宇美」バス停イメージ時刻表＜平日＞

＜現行＞		
行先	太宰府市役所	
経由		
行先番号	4-1	便数
5時		0
6時	21	1
7時	37	1
8時	12	1
9時	10	1
10時	06	1
11時	11	1
12時	16	1
13時		0
14時	00	1
15時	11 57	2
16時	50	1
17時	16	1
18時	11 42	2
19時	32	1
20時		0
21時		0
22時		0
23時		0
便数	15	15



＜変更＞			
行先	太宰府市役所		
経由			
行先番号	4-1	便数	差
5時		0	0
6時		0	-1
7時	37	1	0
8時	12	1	0
9時	10	1	0
10時	06	1	0
11時	11	1	0
12時	16	1	0
13時		0	0
14時	00	1	0
15時	11 57	2	0
16時	50	1	0
17時	16	1	0
18時	11 42	2	0
19時	32	1	0
20時		0	0
21時		0	0
22時		0	0
23時		0	0
便数	14	14	-1

■「太宰府市役所」バス停イメージ時刻表＜平日＞

＜現行＞		
行先	宇美営業所	
経由		
行先番号	4-1	便数
5時		0
6時	54	1
7時	30	1
8時	20	1
9時	27	1
10時	26	1
11時	27	1
12時	37	1
13時	46	1
14時		0
15時	13	1
16時	05 34	2
17時	27 51	2
18時	45	1
19時		0
20時	10	1
21時		0
22時		0
23時		0
便数	15	15



＜変更＞			
行先	宇美営業所		
経由			
行先番号	4-1	便数	差
5時		0	0
6時	54	1	0
7時	30	1	0
8時	20	1	0
9時	27	1	0
10時	26	1	0
11時	27	1	0
12時	37	1	0
13時	46	1	0
14時		0	0
15時	13	1	0
16時	05 34	2	0
17時	27 51	2	0
18時	45	1	0
19時		0	0
20時		0	-1
21時		0	0
22時		0	0
23時		0	0
便数	14	14	-1

■ 宇美～太宰府線 イメージ時刻（参考：土曜）

赤枠…減便予定

■「上宇美」バス停イメージ時刻表＜土曜＞

＜現行＞		
行先	太宰府市役所	
経由		
行先番号	4-1	便数
5時		0
6時		0
7時	37	1
8時	51	1
9時		0
10時	07	1
11時	52	1
12時		0
13時	47	1
14時		0
15時	19	1
16時		0
17時	15	1
18時	47	1
19時		0
20時		0
21時		0
22時		0
23時		0
便数	8	8



＜変更＞			
行先	太宰府市役所		
経由			
行先番号	4-1	便数	差
5時		0	0
6時		0	0
7時	37	1	0
8時	51	1	0
9時		0	0
10時	07	1	0
11時	52	1	0
12時		0	0
13時	47	1	0
14時		0	0
15時	19	1	0
16時		0	0
17時	15	1	0
18時	47	1	0
19時		0	0
20時		0	0
21時		0	0
22時		0	0
23時		0	0
便数	8	8	0

■「太宰府市役所」バス停イメージ時刻表＜土曜＞

＜現行＞		
行先	宇美営業所	
経由		
行先番号	4-1	便数
5時		0
6時		0
7時		0
8時	10	1
9時	23	1
10時	45	1
11時		0
12時	29	1
13時		0
14時	30	1
15時		0
16時	20	1
17時	53	1
18時		0
19時	30	1
20時		0
21時		0
22時		0
23時		0
便数	8	8



＜変更＞			
行先	宇美営業所		
経由			
行先番号	4-1	便数	差
5時		0	0
6時		0	0
7時		0	0
8時	10	1	0
9時	23	1	0
10時	45	1	0
11時		0	0
12時	29	1	0
13時		0	0
14時	30	1	0
15時		0	0
16時	20	1	0
17時	53	1	0
18時		0	0
19時		0	-1
20時		0	0
21時		0	0
22時		0	0
23時		0	0
便数	7	7	-1

■ 宇美～太宰府線 イメージ時刻（参考：日祝）

赤枠…減便予定

■「上宇美」バス停イメージ時刻表＜日祝＞

＜現行＞		
行先	太宰府市役所	
経由		
行先番号	4-1	便数
5時		0
6時		0
7時	37	1
8時	51	1
9時		0
10時	07	1
11時	52	1
12時		0
13時	47	1
14時		0
15時	19	1
16時		0
17時	15	1
18時	47	1
19時		0
20時		0
21時		0
22時		0
23時		0
便数	8	8



＜変更＞			
行先	太宰府市役所		
経由			
行先番号	4-1	便数	差
5時		0	0
6時		0	0
7時	37	1	0
8時	51	1	0
9時		0	0
10時	07	1	0
11時	52	1	0
12時		0	0
13時	47	1	0
14時		0	0
15時	19	1	0
16時		0	0
17時	15	1	0
18時	47	1	0
19時		0	0
20時		0	0
21時		0	0
22時		0	0
23時		0	0
便数	8	8	0

■「太宰府市役所」バス停イメージ時刻表＜日祝＞

＜現行＞		
行先	宇美営業所	
経由		
行先番号	4-1	便数
5時		0
6時		0
7時		0
8時	10	1
9時	23	1
10時	45	1
11時		0
12時	29	1
13時		0
14時	30	1
15時		0
16時	20	1
17時	53	1
18時		0
19時	30	1
20時		0
21時		0
22時		0
23時		0
便数	8	8



＜変更＞			
行先	宇美営業所		
経由			
行先番号	4-1	便数	差
5時		0	0
6時		0	0
7時		0	0
8時	10	1	0
9時	23	1	0
10時	45	1	0
11時		0	0
12時	29	1	0
13時		0	0
14時	30	1	0
15時		0	0
16時	20	1	0
17時	53	1	0
18時		0	0
19時		0	-1
20時		0	0
21時		0	0
22時		0	0
23時		0	0
便数	7	7	-1

■ 二日市線 イメージ時刻

赤枠…減便予定

■「二日市」バス停イメージ時刻表＜平日＞

＜現行＞					
行先	西鉄太宰府駅	原営業所前	西鉄太宰府駅	原営業所前	
經由					
行先番号	1-1	1-1	1-2	1-2	便数
5時					0
6時					0
7時		02 58	27		3
8時			32		1
9時		25	51		2
10時		25			1
11時	51		07		2
12時		25	58		2
13時	41				1
14時		11	42		2
15時	34				1
16時		10	55		2
17時		23	55		2
18時		25	55		2
19時		25	55		2
20時		25			1
21時		01			1
22時		06		57	2
23時				54	1
便数	3	13	10	2	28



＜変更＞						
行先	西鉄太宰府駅	原営業所前	西鉄太宰府駅	原営業所前		
經由						
行先番号	1-1	1-1	1-2	1-2	便数	差
5時					0	0
6時					0	0
7時		02 58	27		3	0
8時			32		1	0
9時		25	51		2	0
10時		25			1	0
11時	51		07		2	0
12時		25	58		2	0
13時	41				1	0
14時		11	42		2	0
15時	34				1	0
16時		10	55		2	0
17時		23	55		2	0
18時		24 54			2	0
19時		22 35			2	0
20時			16		1	0
21時		54			1	0
22時					0	-2
23時				54	1	0
便数	3	13	9	1	26	-2

■「塚口」バス停イメージ時刻表＜平日＞

＜現行＞			
行先	西鉄二日市駅	西鉄二日市駅	
經由			
行先番号	1-1	1-2	便数
5時		58	1
6時	12	28 44	3
7時	04 46	29	3
8時	43	29	2
9時		25	1
10時	05	44	2
11時	11		1
12時	00	50	2
13時	21		1
14時	00 45		2
15時	16 49		2
16時		38	1
17時	08	45	2
18時	09	46	2
19時	09	49	2
20時		49	1
21時			0
22時			0
23時			0
便数	15	13	28



＜変更＞				
行先	西鉄二日市駅	西鉄二日市駅		
經由				
行先番号	1-1	1-2	便数	差
5時		58	1	0
6時	12	28 44	3	0
7時	04 46	29	3	0
8時	43	29	2	0
9時		25	1	0
10時	05	44	2	0
11時	11		1	0
12時	00	50	2	0
13時	21		1	0
14時	00 45		2	0
15時	16 49		2	0
16時		38	1	0
17時	08	45	2	0
18時	09	46	2	0
19時			0	-2
20時			0	-1
21時		08	1	1
22時			0	0
23時			0	0
便数	14	12	26	-2

■ 二日市線 イメージ時刻（参考：土日祝）

■「二日市」バス停イメージ時刻表＜土曜＞

＜現行＞				
行先	原営業所前	西鉄太宰府駅	原営業所前	
經由				
行先番号	1-1	1-2	1-2	便数
5時				0
6時				0
7時		51		1
8時	07	36		2
9時	05	48		2
10時	20	49		2
11時	19	49		2
12時	19	49		2
13時	19	49		2
14時	19	50		2
15時	20	50		2
16時	20	50		2
17時	20	50		2
18時	20	50		2
19時	20	53		2
20時			21	1
21時			21	1
22時			21	1
23時			55	1
便数	12	13	4	29

＜変更＞				
行先	原営業所前	西鉄太宰府駅	原営業所前	
經由				
行先番号	1-1	1-2	1-2	便数 差
5時				0 0
6時				0 0
7時		51		1 0
8時	07	36		2 0
9時	05	48		2 0
10時	20	49		2 0
11時	19	49		2 0
12時	19	49		2 0
13時	19	49		2 0
14時	19	50		2 0
15時	20	50		2 0
16時	20	50		2 0
17時	20	50		2 0
18時	20	50		2 0
19時	20	53		2 0
20時			21	1 0
21時			21	1 0
22時			21	1 0
23時			55	1 0
便数	13	12	4	29 0

■「二日市」バス停イメージ時刻表＜日祝＞

＜現行＞				
行先	原営業所前	西鉄太宰府駅	原営業所前	
經由				
行先番号	1-1	1-2	1-2	便数
5時				0
6時				0
7時		30		1
8時		46	07	2
9時	23	55		2
10時	23	55		2
11時	23	55		2
12時	19	55		2
13時	19	55		2
14時	25	55		2
15時	25	55		2
16時	25	55		2
17時	25	55		2
18時	25	55		2
19時	23	55		2
20時	23			1
21時			23	1
22時			23	1
23時				0
便数	12	13	3	28

＜変更＞				
行先	原営業所前	西鉄太宰府駅	原営業所前	
經由				
行先番号	1-1	1-2	1-2	便数 差
5時				0 0
6時				0 0
7時		30		1 0
8時		46	07	2 0
9時	23	55		2 0
10時	23	55		2 0
11時	23	55		2 0
12時	19	55		2 0
13時	19	55		2 0
14時	25	55		2 0
15時	25	55		2 0
16時	25	55		2 0
17時	25	55		2 0
18時	25	55		2 0
19時	23	55		2 0
20時	23			1 0
21時			23	1 0
22時			23	1 0
23時				0 0
便数	13	12	3	28 0

■「塚口」バス停イメージ時刻表＜土曜＞

＜現行＞			
行先	西鉄二日市駅	西鉄二日市駅	
經由			
行先番号	1-1	1-2	便数
5時			0
6時	16	03 27 58	4
7時	25 45		2
8時		39	1
9時	05	42	2
10時	05	39	2
11時	05	39	2
12時	05	40	2
13時	12	41	2
14時	12	40	2
15時	06	39	2
16時	05	42	2
17時	06	41	2
18時	08	41	2
19時	06	41	2
20時		39	1
21時			0
22時			0
23時			0
便数	14	16	30

＜変更＞			
行先	西鉄二日市駅	西鉄二日市駅	
經由			
行先番号	1-1	1-2	便数 差
5時			0 0
6時	16	03 27 58	4 0
7時	25 45		2 0
8時		39	1 0
9時	05	42	2 0
10時	05	39	2 0
11時	05	39	2 0
12時	05	40	2 0
13時	12	41	2 0
14時	12	40	2 0
15時	06	39	2 0
16時	05	42	2 0
17時	06	41	2 0
18時	08	41	2 0
19時	06	41	2 0
20時			0 -1
21時			0 0
22時			0 0
23時			0 0
便数	14	15	29 -1

■「塚口」バス停イメージ時刻表＜日祝＞

＜現行＞			
行先	西鉄二日市駅	西鉄二日市駅	
經由			
行先番号	1-1	1-2	便数
5時			0
6時		02 27 58	3
7時	24 48	19	3
8時	55	23	2
9時		36	1
10時	04	40	2
11時	04	40	2
12時	05	40	2
13時	12	40	2
14時	12	40	2
15時	04	41	2
16時	04	41	2
17時	04	43	2
18時	04	41	2
19時	04	43 58	3
20時		41	1
21時			0
22時			0
23時			0
便数	13	18	31

＜変更＞			
行先	西鉄二日市駅	西鉄二日市駅	
經由			
行先番号	1-1	1-2	便数 差
5時			0 0
6時		02 27 58	3 0
7時	24 48	19	3 0
8時	55	23	2 0
9時		36	1 0
10時	04	40	2 0
11時	04	40	2 0
12時	05	40	2 0
13時	12	40	2 0
14時	12	40	2 0
15時	04	41	2 0
16時	04	41	2 0
17時	04	43	2 0
18時	04	41	2 0
19時	04	43 58	3 0
20時			0 -1
21時			0 0
22時			0 0
23時			0 0
便数	13	17	30 -1

赤枠…減便予定

星ヶ丘 線

【添付資料】

1.路線図	P. 1
2.路線概況	P. 2
3.収支・収支率の推移	P. 3
4.輸送人員、平均乗車密度の推移	P. 4
5.現行運行回数	P. 5
6.バス停区間の利用人員	P. 6
7.主要区間の乗車密度	P. 7
8.競合路線状況図	P. 8
9.関係市町村	P. 9

星ヶ丘線

1. 路線図



星ヶ丘線

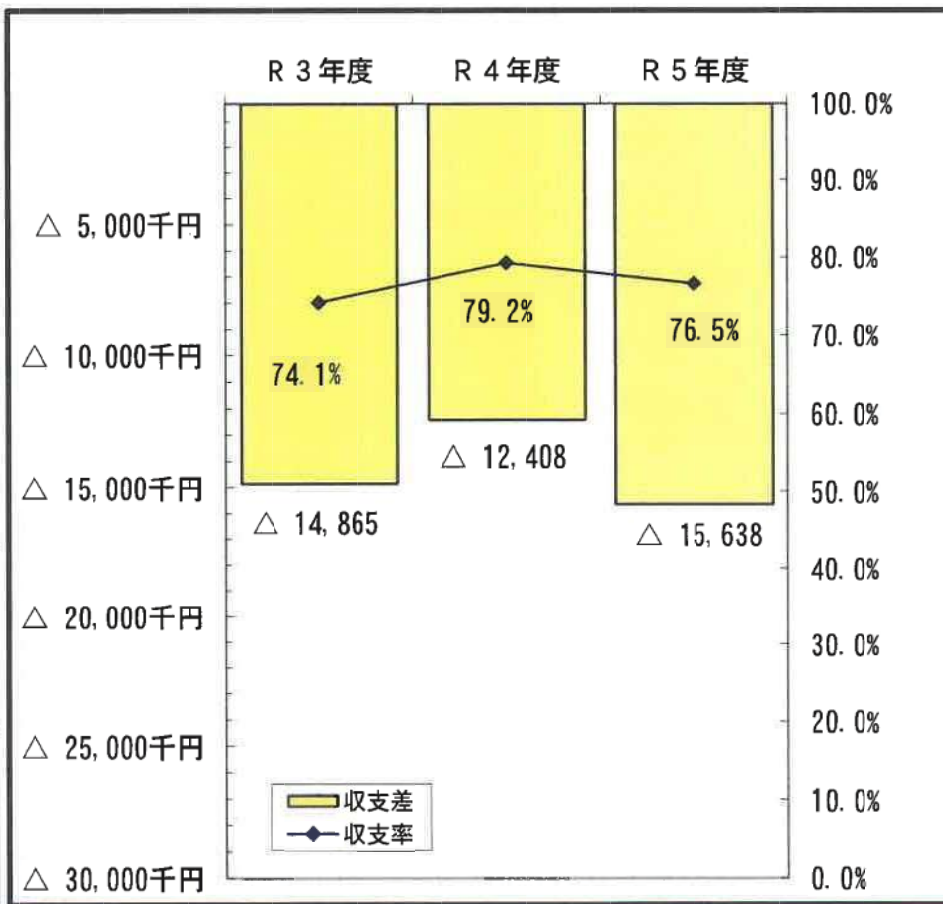
2. 路線概況

実働数			仕業数			運行回数			一日当 輸送人員 (人)			系統数	関係 市町村
平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	6	
3	3	3	5	4	4	114	98	98	1,210	587	252		
													筑紫野市、太宰府市

星ヶ丘線

3. 収支・収支率の推移

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度
総 収 入	42,474千円	47,258千円	51,001千円
総 経 費	57,339千円	59,666千円	66,639千円
収 支 差	△ 14,865千円	△ 12,408千円	△ 15,638千円
収 支 率	74.1%	79.2%	76.5%



星ヶ丘線

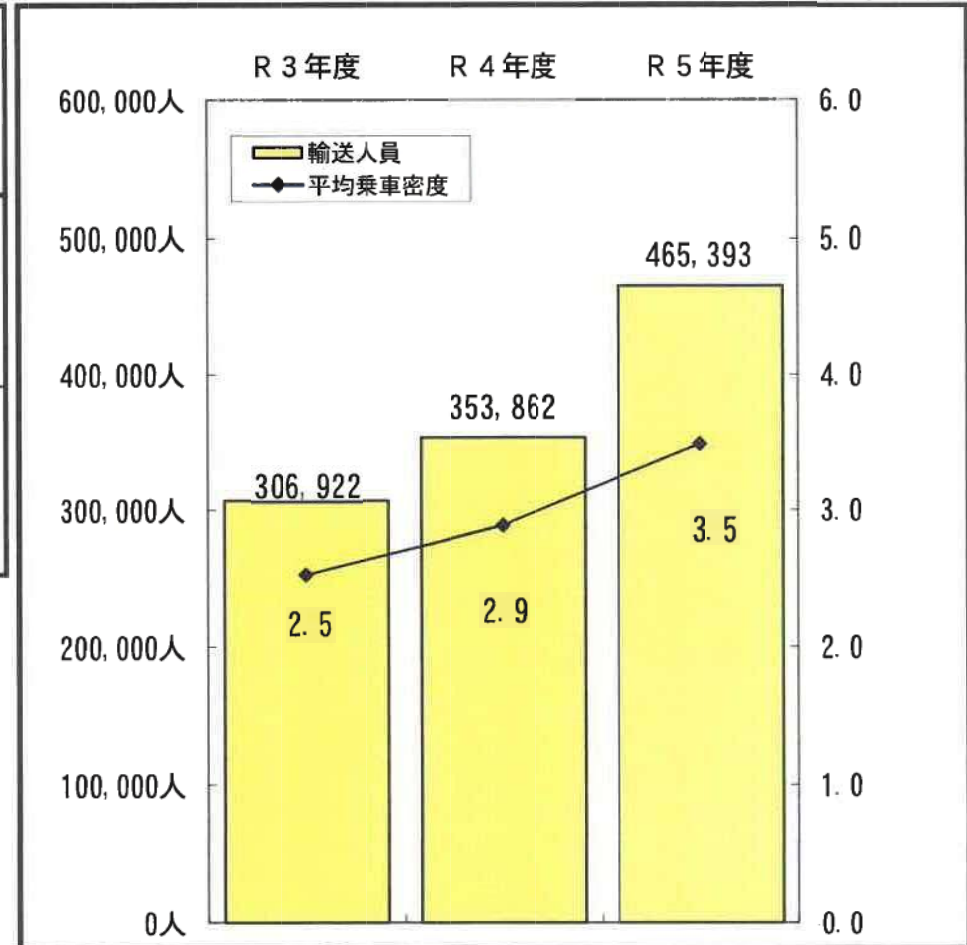
4. 輸送人員・平均乗車密度の推移

	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度
輸 送 人 員	306,922人	353,862人	465,393人
平均乗車密度	2.5人	2.9人	3.5人

$$\text{平均乗車密度} = \frac{\text{運送収入}}{\text{実車走行キロ} \times \text{平均賃率}}$$

※平均賃率＝1km当りの運賃

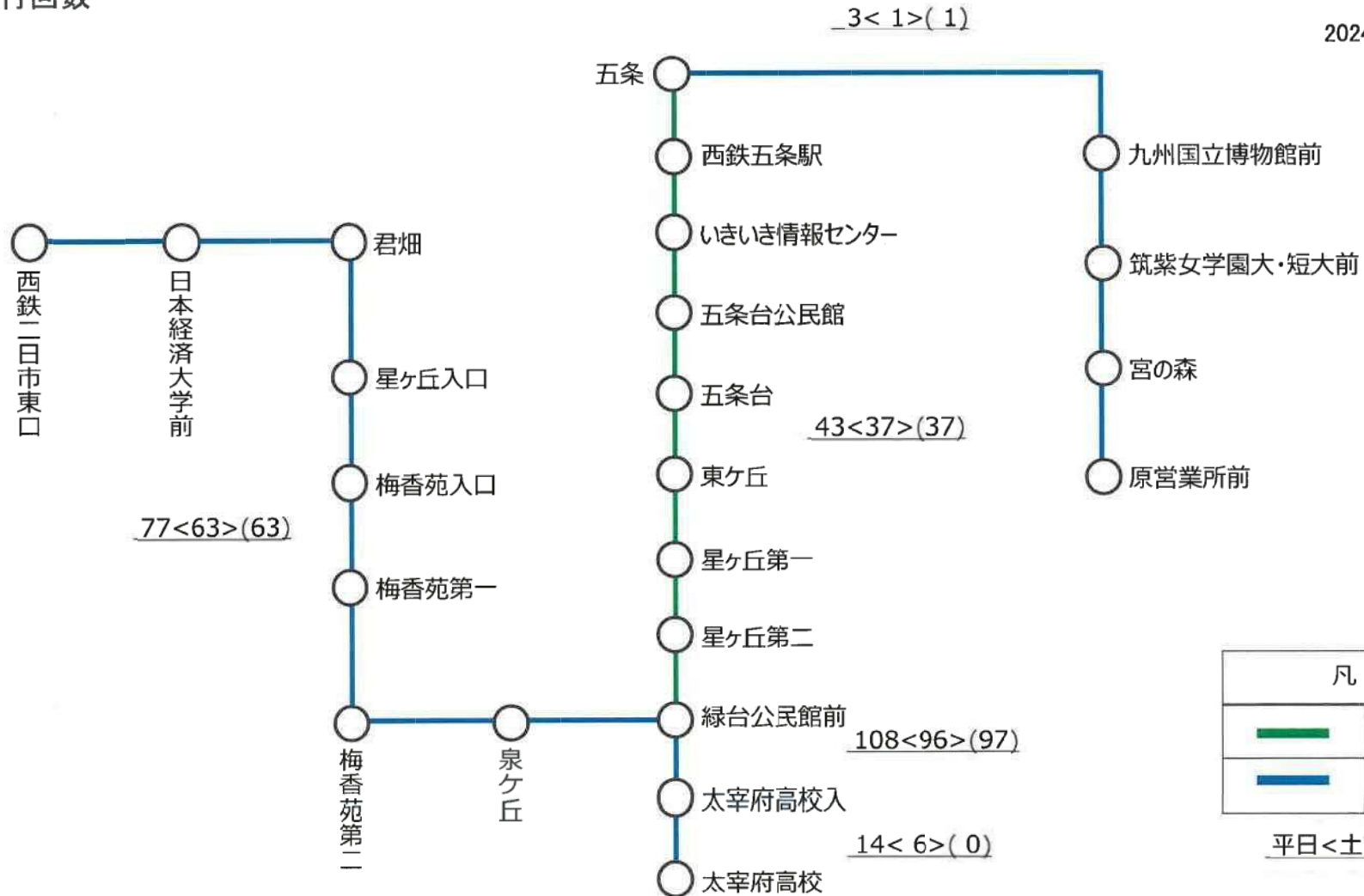
(単位：人)



星ヶ丘線

5. 運行回数

2024年3月31日現在



星ヶ丘線

6. バス停区間の利用人員

調査日：2024年2月1日～2月29日 平日1日平均

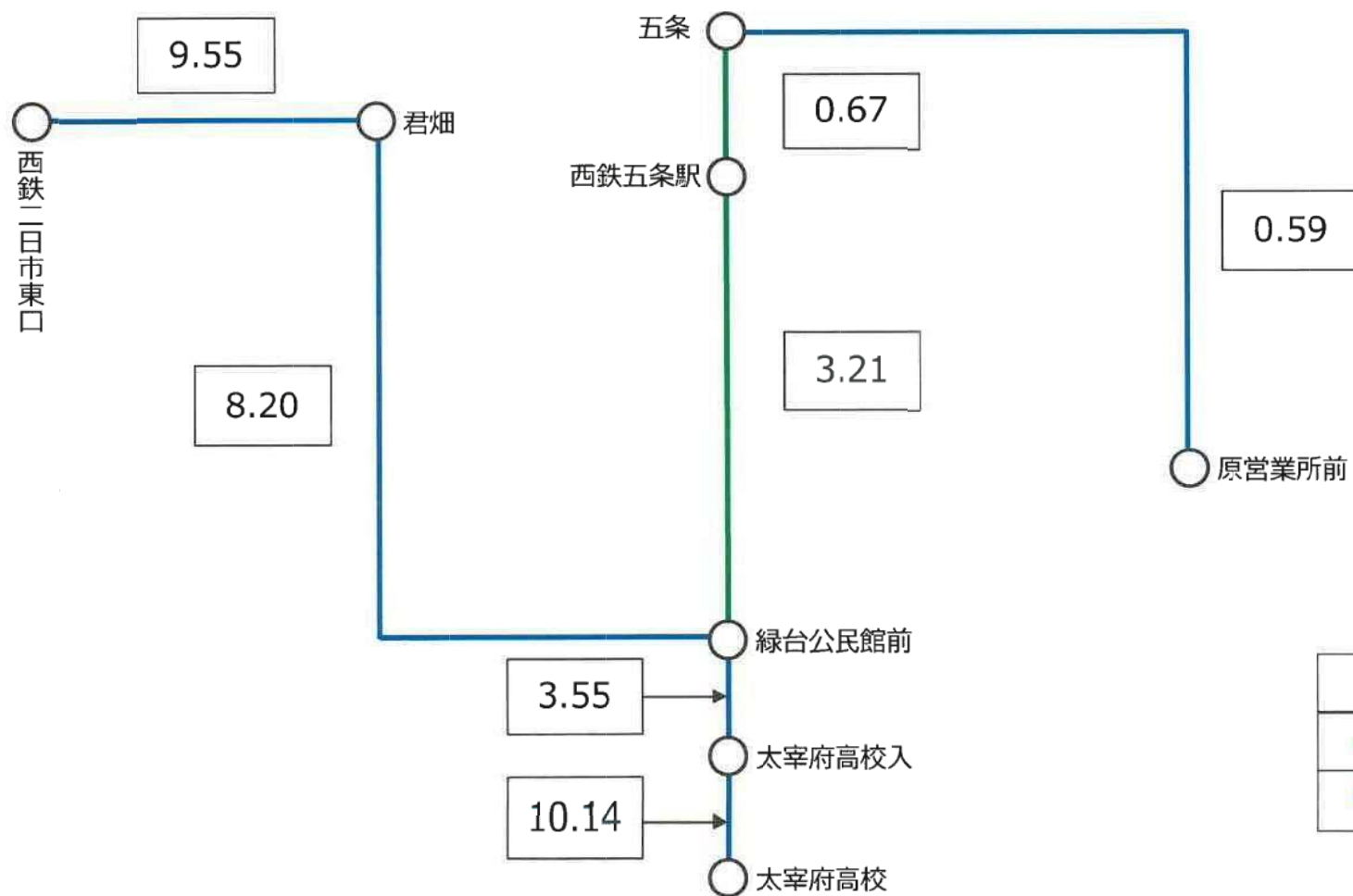
総利用人員：1,020人

影響人員：233人

0	0	0	0	0	2	0	11	26	81	37	22	0	30	9	3	4	2	4	5	14	4	766	1020	合 計
原営業所前	宮の森	筑紫女学園大・短大前	九州国立博物館前	五条	西鉄五条駅	いきいき情報センター	五条台公民館前	五条台	東ヶ丘	星ヶ丘第一	星ヶ丘第二	太宰府高校	太宰府高校入口	緑台公民館前	泉ヶ丘	梅香苑第二	梅香苑第一	梅香苑入口	星ヶ丘入口	君畑	日本経済大学前	西鉄二日市東口		

星ヶ丘線

7. 廃止区間の乗車密度

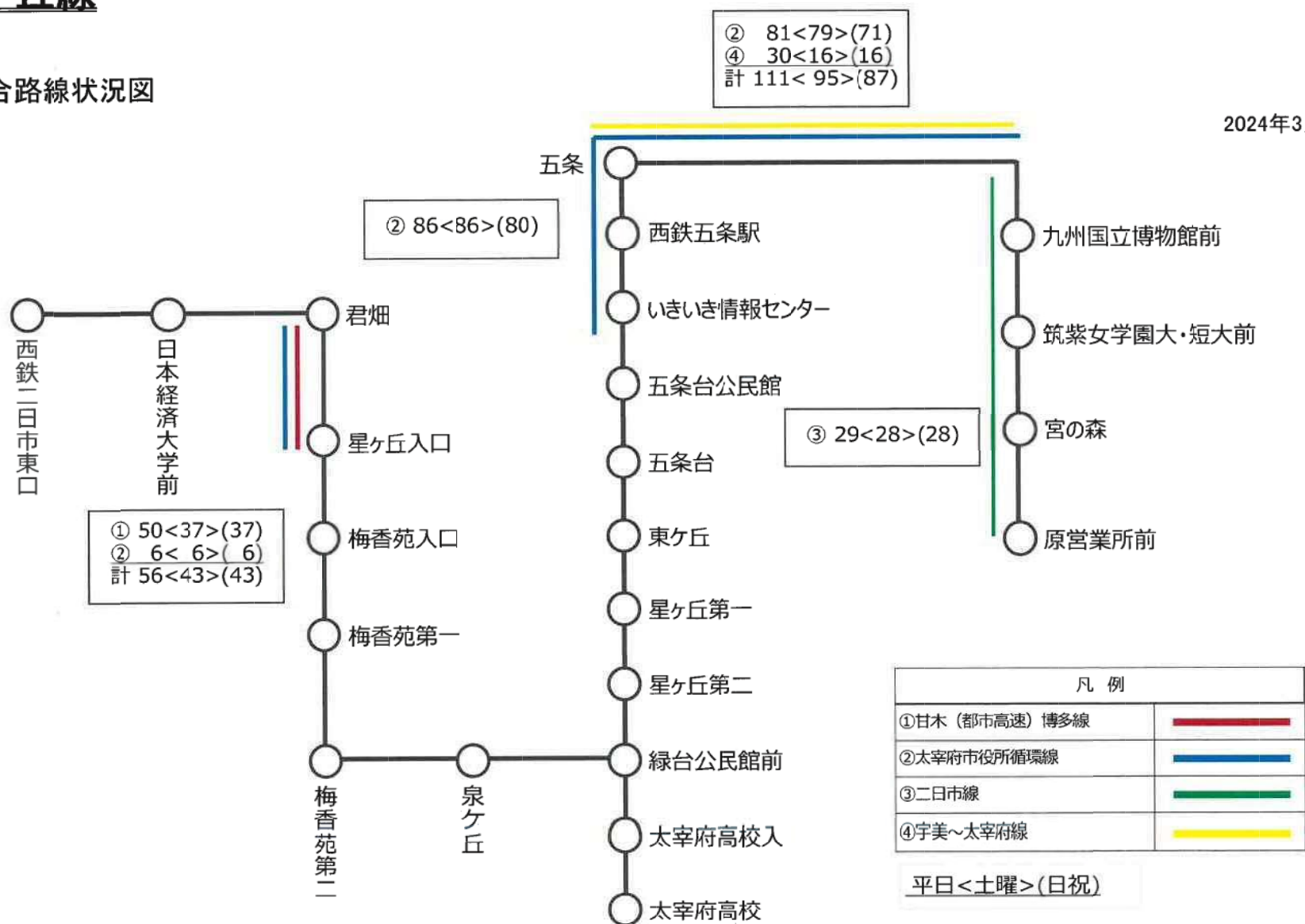


凡 例	
	廃止区間
	既存区間

星ヶ丘線

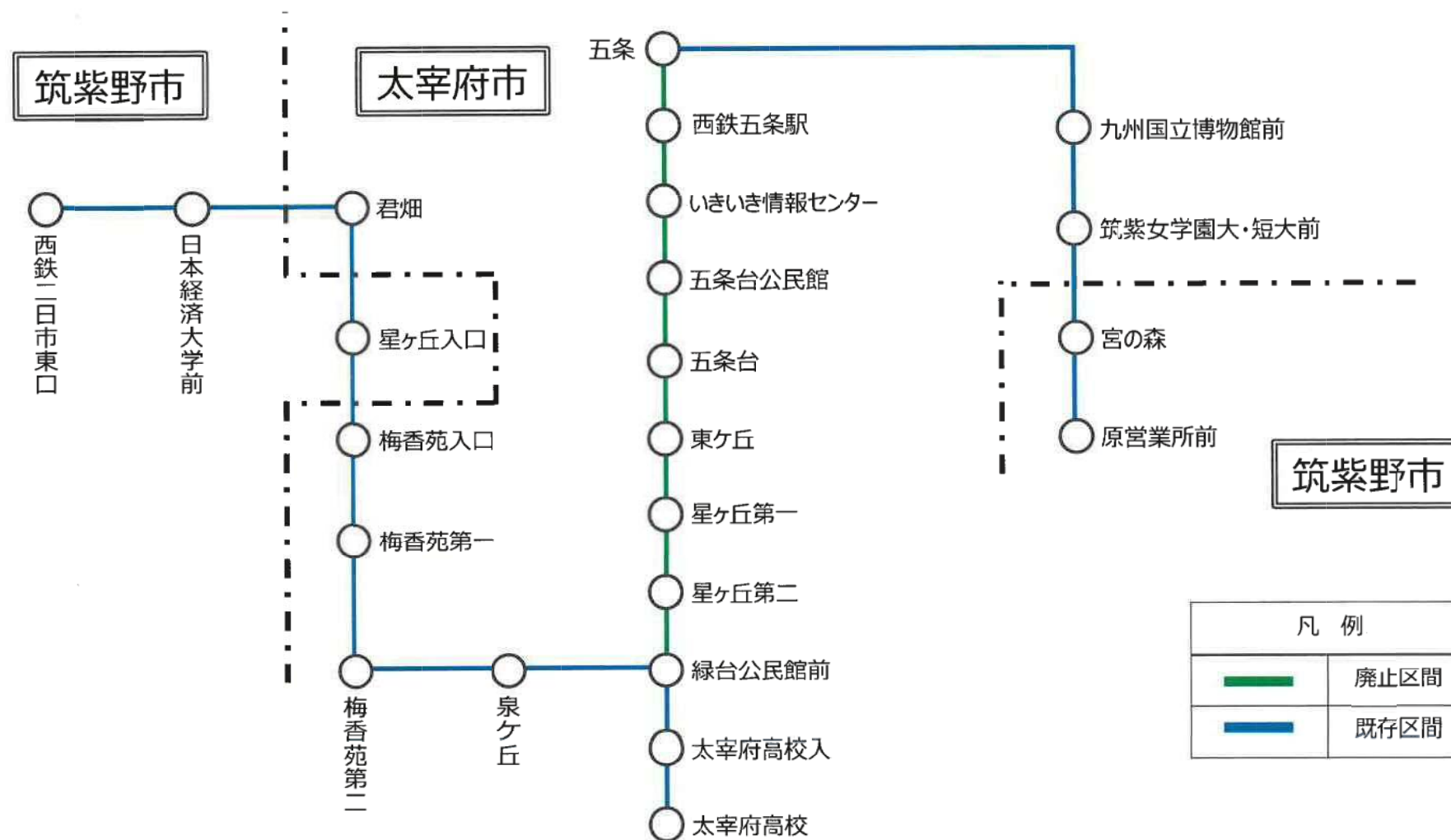
8.競合路線状況図

2024年3月31日現在



星ヶ丘線

9. 関係市町村



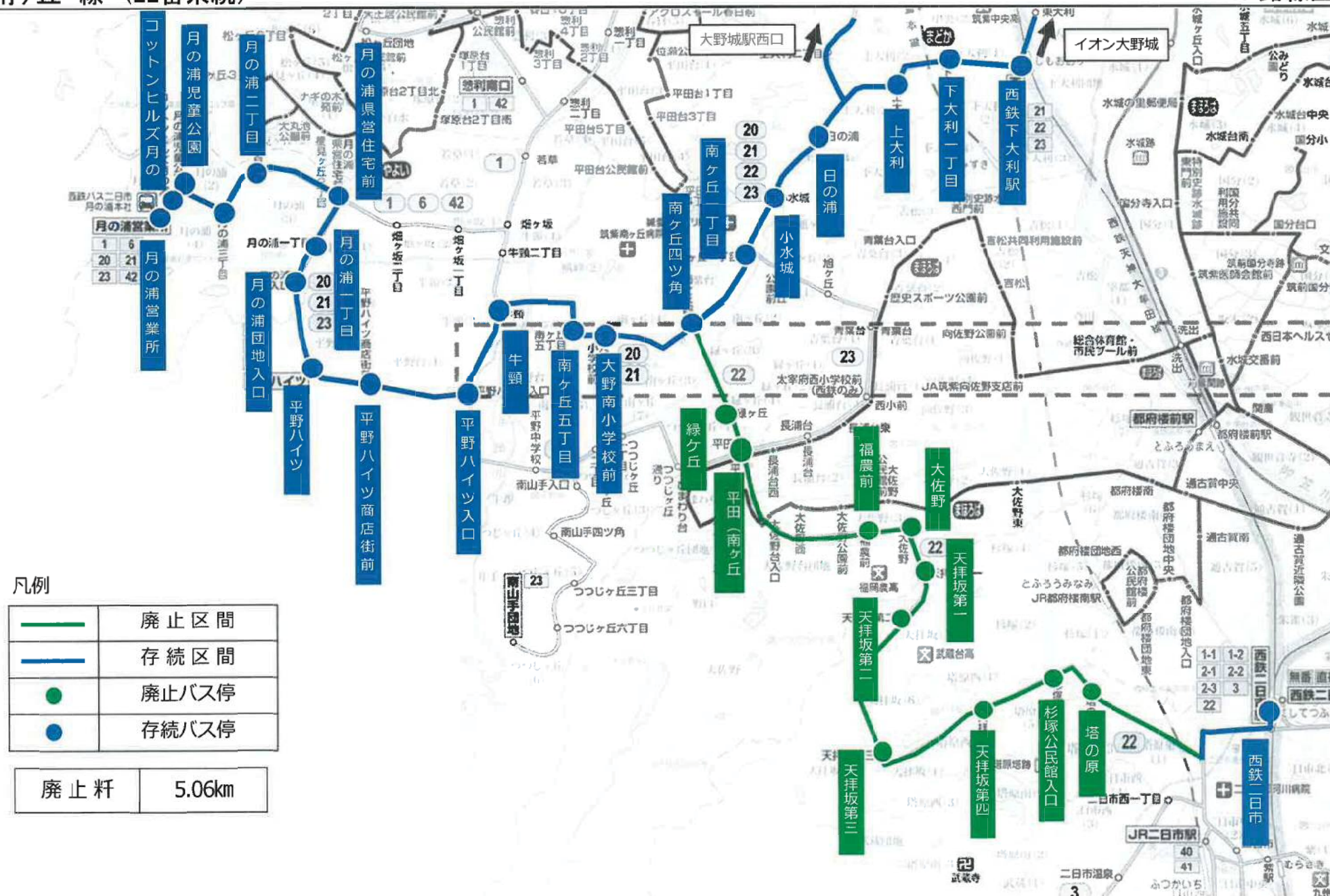
南ヶ丘 線

【添付資料】

1.路線図	P. 1
2.路線概況	P. 2
3.収支・収支率の推移	P. 3
4.輸送人員、平均乗車密度の推移	P. 4
5.現行運行回数	P. 5
6.バス停区間の利用人員	P. 6
7.主要区間の乗車密度	P. 7
8.競合路線状況図	P. 8
9.関係市町村	P. 9

■南ヶ丘 線 (22番系統)

1. 路線図



南ヶ丘 線

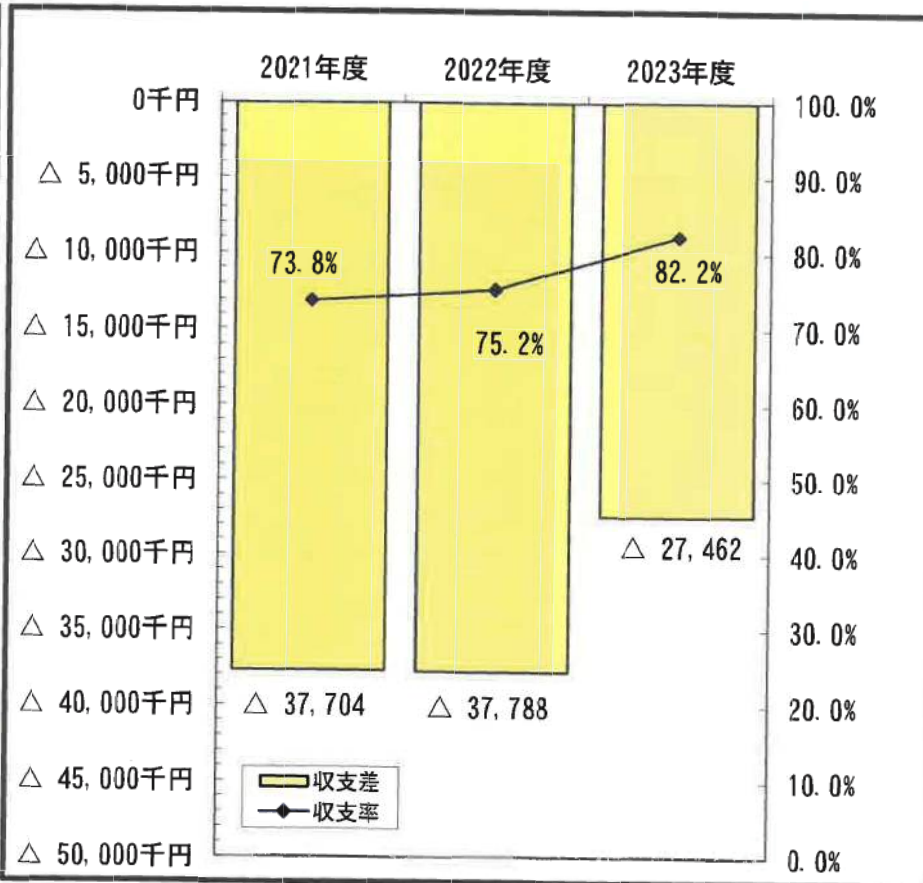
2. 路線概況

実働数			仕業数			運行回数			一日当 輸送人員 (人)			運行 系統 数	関係 市町村
平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝		
9	7	7	11	8	8	152	114	114	2,879	1,571	712	6	大野城市、太宰府市、筑紫野市

南ヶ丘 線

3. 収支・収支率の推移

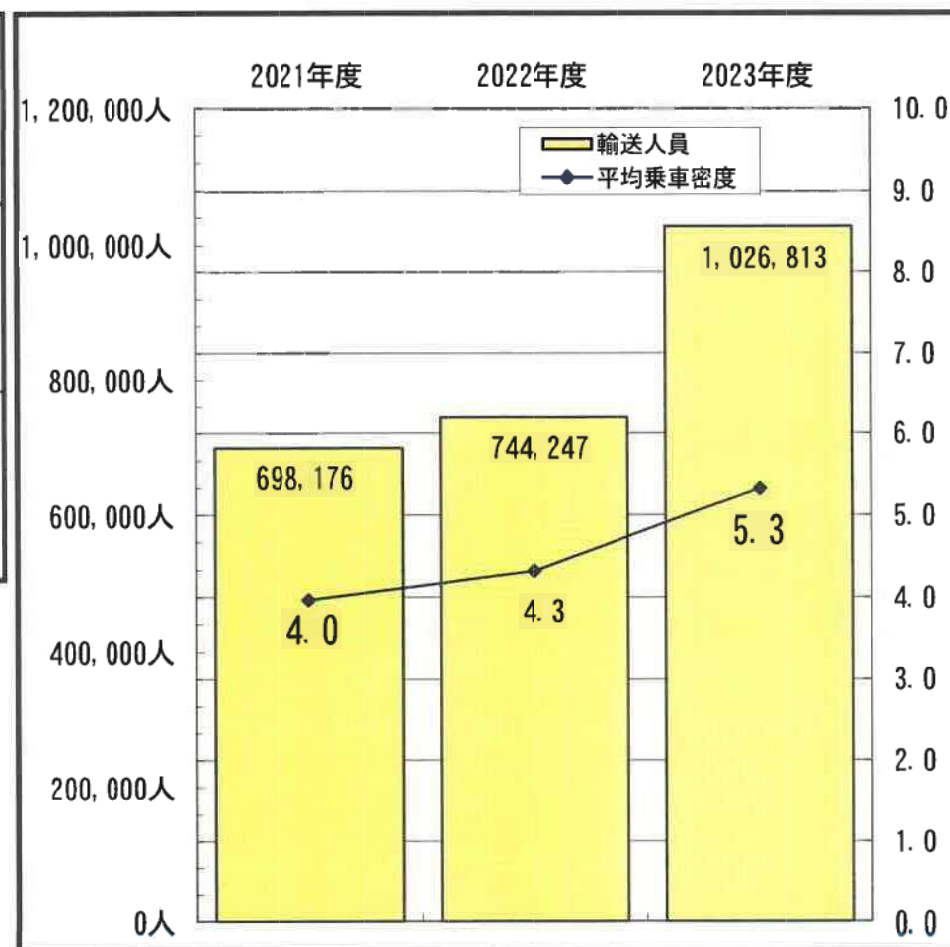
	2021年度	2022年度	2023年度
総 収 入	106,328千円	114,762千円	126,869千円
総 経 費	144,032千円	152,550千円	154,331千円
収 支 差	△ 37,704千円	△ 37,788千円	△ 27,462千円
収 支 率	73.8%	75.2%	82.2%



南ヶ丘 線

4. 輸送人員・平均乗車密度の推移

	2021年度	2022年度	2023年度
輸 送 人 員	698,176人	770,971人	1,026,813人
平均乗車密度	4.0	4.3	5.3



南ヶ丘 線

5. 運行回数

2024年3月16日現在



凡例

種別	区間
—	廃止区間
—	存続区間

平日<土曜>(日祝)

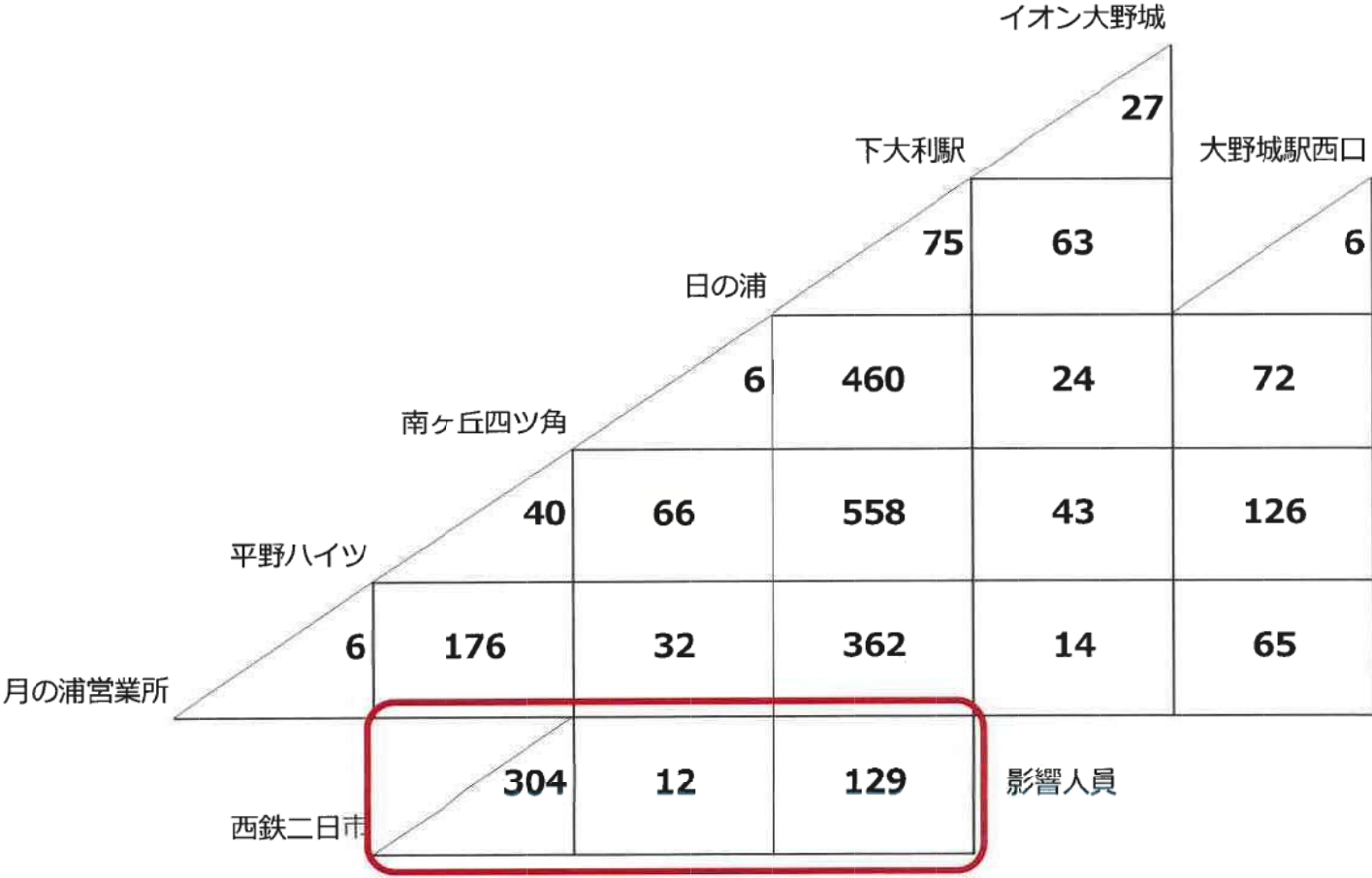
南ヶ丘 線

6. バス停区間の利用人員

調査日：2024年2月1日～2月29日 平日1日平均

総利用人員：2,666人

影響人員：445人



南ヶ丘 線

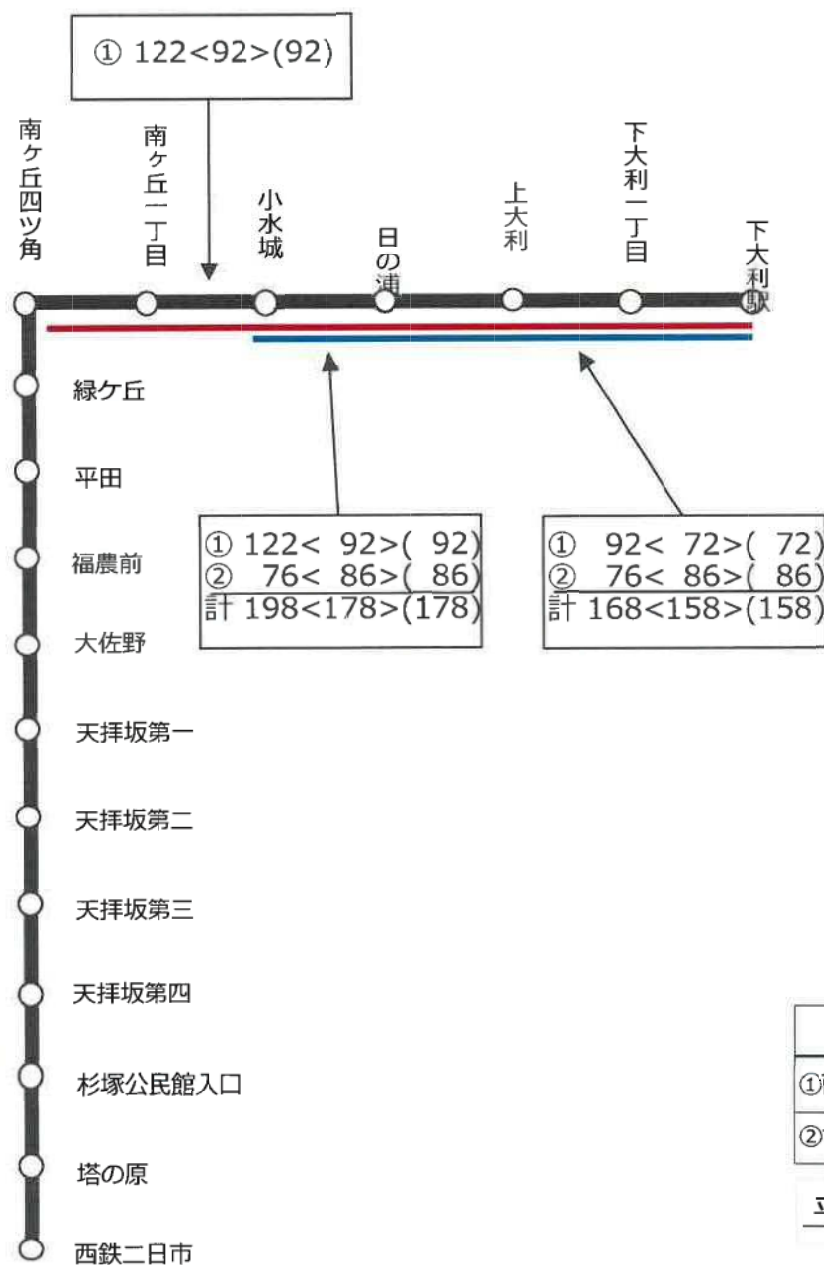
7. 廃止区間の乗車密度



南ヶ丘 線

8. 競合路線 (22番系統)

2024年3月16日現在



凡 例	
①南ヶ丘線	—
②つつじヶ丘線	—

平日<土曜>(日祝)

南ヶ丘 線

9. 関係市町村 (22番系統)



凡例

種別	区間
—	廃止区間
—	存続区間